

# 介護保険料と介護サービス費用

岡高齢者福祉課 ☎(50)12008

## 介護保険料

65歳以上の介護保険料の基準額は、年額6万1200円です。保険料は基準額をもとに、本人の前年の所得や、世帯員の市民税課税状況に応じて決まります（左図参照）。

■保険料の納め方  
保険料は65歳の誕生日の前日が属する月分から納めます。納め方は特別徴収（年金天引）と普通徴収（納付書または口座振替）があります。保険料の通知および納付書は7月中旬に郵送します。

■口座振替が便利  
普通徴収で口座振替を希望する人は、保険料の納付書、預貯金通帳、通帳の届出印を持って口座振替を希望する金融機関へ申し込みください。

■保険料の納め忘れに注意  
滞納している期間に応じて

## 介護（予防）サービス利用者負担割合

介護認定者全員に、介護（予防）サービスを利用した際の負担割合（1割または2割）を記載した介護保険負担割合証を7月に発送します。8月のサービス利用時から、事業

者に提示してください。  
2割負担になるのは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の本人を含む65歳以上の人が次のいずれかに該当する人です。

◆単身の場合：年金収入と年金以外の合計所得金額の合計が280万円以上  
◆2人以上の場合：年金収入と年金以外の合計所得金額の合計が346万円以上

## 高額介護サービス費

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担額が限度額（表1）を超えた場合、超過分が高額介護サービス費として給付されます。

療施設、短期入所を利用する際、世帯全員が市民税非課税の場合に、居住費と食費を軽減できる制度があります。所得に応じた利用者負担限度額（表2）を超えた分は、介護保険から給付されます。申請には預貯金通帳などの写しが必要になります。現在、負担限度額認定を受けている人には7月に申請書を送付します。

## 健康診査を受けましょう

岡市民課 ☎(50)12228

20歳以上の国民健康保険被保険者および後期高齢者医療被保険者を対象とした健康診査を実施しています。生活習慣病の発症および重症化を予防しましょう。

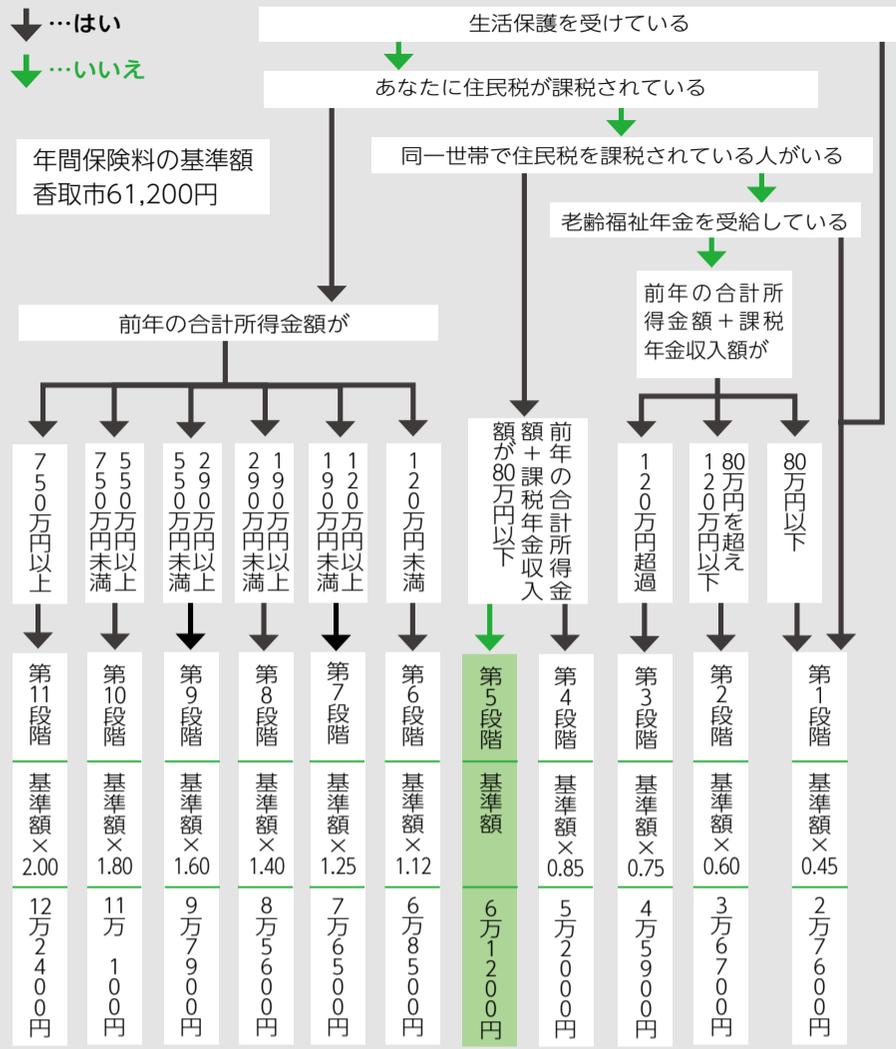
### ■受診方法

集団健診（保健センターなどで受診）または医療機関健診（市内実施医療機関に予約して受診）

### ■持ち物

保険証、受診票、尿（医療機関健診は予約時に確認してください）

## 介護保険料の決まり方



## グループホーム家賃負担軽減助成制度

市では認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）に入居している人のうち、一定の所得要件を満たす人の家賃を事業所が減額して請求し、その分を市が事業者に助成しています。

## 介護サービス費用の軽減制度

軽減の認定には申請が必要です。申請書は6月中旬に事業所を通して送付します。

## ■居住費・食費の軽減

特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護療養型医

表1 ■高額介護サービス費限度額

区分	限度額
市民税課税世帯の人	44,400円 (37,200円)※
世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超える人	24,600円
世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人	15,000円
生活保護受給者	15,000円

※同一世帯内にいる65歳以上の人の収入が520万円（本人のみの場合は383万円）に満たない場合の限度額

表2 ■利用者負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 世帯全員が市民税非課税で上記に該当しない人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

### 【参考】

基準額	本人か世帯員いずれかが市民税課税者	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,380円
-----	-------------------	--------	--------	-----------------	-------------	--------

※8月から非課税年金（遺族年金・障害年金）も収入として算定します  
※（ ）は、特別養護老人ホームを利用した場合です  
※基準額は平均的なもので、実際は施設と利用者間で契約により決められます